

招集ご通知

GMOINTERNET

2025年12月期 定時株主総会

本総会はインターネット上でのみ開催する
バーチャルオンリー株主総会です。
株主様にご来場いただく会場はございません。

インターネット出席方法は本冊子内
「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法の
ご案内」をご参照ください。

GMOインターネット株式会社 証券コード：4784



GMOインターネット株式会社
代表取締役 社長執行役員
伊 藤 正

株主の皆様へ

平素よりGMOインターネット株式会社をご支援いただき、厚く御礼申し上げます。

当社は、2025年1月1日より、GMOインターネットグループ株式会社のインターネットインフラ事業を承継するとともに、社名をGMOインターネット株式会社に変更し、東京証券取引所プライム市場の上場企業として、新たなスタートを切りました。ドメイン、クラウド・レンタルサーバー（ホスティング）、インターネット接続（プロバイダー）などの「インターネットインフラ事業」、並びに「インターネット広告・メディア事業」を主軸とし、生成AI開発や推論処理の計算基盤となる高性能GPUクラウドサービス「GMO GPUクラウド」を新たな成長事業として展開する、総合インターネット企業です。

本年度は、組織を統合してから最初の1年を経て、①既存事業の安定・継続成長、②インフラ事業と広告・メディア事業のシナジー、③新規事業（GMO GPUクラウド）の立ち上げ、④積極的な仲間づくり（M&A）を成長戦略として掲げ、経営資源の最適化を推し進めてまいりました。結果として、安定した既存事業の収益をもとに、事業間のシナジーと新規事業や仲間づくりによる、さらなる成長を加速する体制を構築してまいりました。2026年も引き続きこの方針のもと、企業価値の一層の向上を実現してまいります。

2026年12月期の株主還元につきましては、基本配当性向を65%以上とし、2025年度に続き、プライム上場記念配当を含む総配当性向100%での配当を実施いたします。

同時に、上場企業としての社会的責任を果たすべく、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけ、今後も取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード4784
2026年3月3日
(電子提供措置の開始日 2026年2月25日)

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOインターネット株式会社
代表取締役 伊 藤 正
社長執行役員

2025年12月期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社2025年12月期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「2025年12月期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://internet.gmo/ir/stock/stockholders/>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月18日(水曜日) 午後1時00分
 ログイン開始時刻 午後0時30分
- 予 備 日 時 2026年3月20日(金曜日) 正午
 ログイン開始時刻 午前11時30分
2. 開 催 方 法 バーチャルオンリー株主総会
本総会は場所の定めのない株主総会として開催いたします。
インターネット出席方法は本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」
をご参照下さい。
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 1. 2025年12月期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告、連結計算書
類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2025年12月期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 剰余金処分の件
第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信方法は、インターネットによるものです。
- ◎当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法(インターネット)により議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年3月17日(火曜日)午後7時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面におきまして、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎株主総会の決議通知は、当社ウェブサイト(<https://internet.gmo/>)に掲載させていただきます。

バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内

1. バーチャルオンリー株主総会とは

インターネット等の手段を用いて株主総会にご出席いただくものです。

バーチャルオンリー株主総会ご出席の株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、ご質問のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

2. バーチャル出席に必要となる環境

本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

3. バーチャル出席の方法（システムへのログイン方法）

本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

4. 本総会ご出席時の議決権行使の取扱いにつきまして

本総会にご出席いただいた場合の議決権行使の取扱いについては、次のとおりです。

株主総会前日まで	本総会当日	議決権行使の取扱い
議決権を事前行使した	議決権を行使した ^(※)	当日の議決権行使が有効（事前行使は無効）
	議決権を行使しなかった	議決権の事前行使が有効
議決権を事前行使していない	議決権を行使した ^(※)	当日の議決権行使が有効
	議決権を行使しなかった	不行使

（※）賛否を表示されなかった議案は（事前行使があったものも含め）不行使となりますので、株主総会当日に議決権を行使される場合は、すべての議案について賛否をご表示ください。

5. 議決権の行使方法につきまして

ログイン先の本総会専用ウェブサイトより決議事項の採決時に議決権を行使いただけます。

6. ご質問及び動議の方法につきまして

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、ログイン先の本総会専用ウェブサイトよりご質問及び動議を提出いただけます。ご質問は、質疑応答時間には限りがあること、円滑な議事進行の観点から、一人1問までといたします。ご質問の記載方法については、本総会専用ウェブサイト上の記載をご確認ください。なお、審議の状況によっては、ご提出いただいたご質問に、すべて回答できない場合もございます。また、ご質問は本総会の目的事項に関するご質問であり、ほかのご質問と重複しないものを中心に取り上げる予定です。回答できないご質問につきましては、今後の経営の参考とさせていただきます。

同様のご質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含むご質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

動議の記載方法につきましても、本総会専用ウェブサイト上の記載をご確認ください。

7. 通信障害等の対応につきまして

通信障害等により本総会の議事に支障が生じる場合に備え、「障害時における本総会の延期又は続行の決定」を議長に委任する決議を本総会の冒頭に行います。当該決議に基づき、議長が「延期又は続行の決定」を行った場合には、予備日である2026年3月20日（金曜日）正午より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は当社ウェブサイト（<https://internet.gmo/ir/stock/stockholders/>）でお知らせいたします。

8. 事前のご質問の受付につきまして

株主の皆様からの、2025年12月期定時株主総会への事前のご質問を、下記、本総会専用ウェブサイトにて受付いたします。ログイン方法は本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。株主の皆様の関心が高いと思われる事項につきまして、2025年12月期定時株主総会で取り上げさせていただく予定です。株主総会にて取り上げることができなかったご質問につきましては今後の参考とさせていただきます。

【事前ご質問のご登録方法】

受付期間：2026年3月3日（火曜日）正午から

2026年3月10日（火曜日）午後7時00分まで

本総会専用ウェブサイト：<https://meetings.lumiconnect.com/>

9. インターネットを使用することに支障がある株主様につきまして

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面により事前に議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。電話会議システム専用番号へ電話をかけていただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。電話会議システムのご利用には事前申込が必要となります。なお、電話会議システムを通じて議決権を行使することはできません。また、電話会議システムの通話料は株主様のご負担となります。

【電話会議システムお申込み方法】

FAXによりお申込みを受付けいたします。お申込みの際は、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、下記のご連絡日当日の指定の時間帯（午前10時00分から午後5時00分まで）にご連絡が可能な「電話番号」を記載の上、「電話会議システム利用希望」の旨を下記FAX番号まで送信ください。電話会議システム利用をご希望の株主様には、株主総会運営事務局から、下記ご連絡日にお電話にて、詳細をご連絡させていただきます。

申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「電話会議システム利用希望」の記載が揃っていない場合は、お申込みを無効とさせていただく場合がございます。予めご了承ください。

受付期間：2026年3月3日（火曜日）正午から

2026年3月10日（火曜日）午後5時00分まで

FAX番号：03-5728-7701

ご連絡日：2026年3月17日（火曜日）午前10時00分から午後5時00分までに
お電話にてご連絡いたします。

10. 代理出席につきまして

議決権を有するほかの株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【代理出席に関するお問い合わせ先】

受付期間：2026年3月3日（火曜日）正午から

2026年3月10日（火曜日）午後5時00分まで

メールアドレス：mc-ir@internet.gmo

FAX番号：03-5728-7701

（※）ご返信先のメールアドレス又はFAX番号を必ずご記載ください。

11. 終了予定時刻につきまして

本総会の終了予定時刻は開始から最大1時間後を予定しておりますが、議事の進行状況によっては、終了予定時刻よりも前に終了する場合がございます。

バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内

バーチャルオンリー株主総会とは、インターネット等の手段を用いて株主総会にご出席いただくものです。株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

配信日時	2026年3月18日（水曜日）午後1時00分より （ログイン開始時間 午後0時30分より）
------	--

（※）視聴方法は次頁をご参照ください

なお、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害等が発生する可能性があります。

万が一、通信障害等が発生した場合には、当社IRサイト（<https://internet.gmo/ir/stock/stockholders/>）にて速やかに株主の皆様へお知らせいたします。

株主様におかれましては、当社IRサイトをご確認いただき、招集ご通知及び本紙「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照のうえ、改めて本総会にバーチャル出席をお願い申し上げます。

ログイン時に必要な情報について

ご視聴には、IDとパスワードのご入力が必要となります。（その他必要情報は次頁以降をご参照ください）

IDとパスワードは同封の「ログイン用ID・パスワード通知書」をご参照ください。ID・パスワードは株主様ごとに異なります。

GMOインターネット株式会社 2025年12月期定時株主総会 ログイン用ID・パスワード通知書		バーチャル株主総会へのご出席方法 ▶スマートフォンやタブレット端末で出席する場合 QRコードをカメラアプリ、バーコードリーダーアプリで読み取って、バーチャル株主総会サイトへアクセスいただき、下記ID・パスワードを入力してバーチャル出席システムにログインしてください。 アクセス用 QRコード ▶パソコンからバーチャル出席する場合/QRコードでログインできない場合 以下のURLへアクセスいただき、下記ID・パスワードを入力しバーチャル出席システムにログインしてください。 U R L https://meetings.lumiconnect.com/700-737-284-002 ID XXXXXXXX パスワード XXXXXXXXXXXX 株主番号 議決権行使回数 償	
---	--	---	--

ログイン方法のご案内（手順）

配信日時

2026年3月18日（水曜日）午後1時00分より
（ログイン開始時間 午後0時30分より）

1 本総会専用ウェブサイトへアクセス

<https://meetings.lumiconnect.com/>



2 言語選択で「日本語」を選択する



3 会議IDをご入力

700-737-284-002

上記会議IDをご入力後（会議に参加）ボタンを押してください。



ID、パスワードをご入力後、（サインイン）を押してください。



開会時間となる

2026年3月18日（水曜日）午後1時00分までお待ちください

ご注意事項など

1 バーチャル出席に必要な環境について

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。バーチャル出席を行うためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル出席に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前行使のうえご出席ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows11	MacOS 最新版	Android 10以上	iOS15以上
ブラウザ※	Microsoft Edge, Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

(※) 最新バージョンにてご覧ください

2 議決権行使について

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、決議事項の採決時にオンライン上で議決権を行使いただけます。

3 ご質問及び動議について

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、議長が指定する時間内に、オンライン上でご質問及び動議を提出いただけます。ご質問及び動議に関するご注意事項は「バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内 6. ご質問及び動議の方法につきまして」及び本総会専用ウェブサイトに記載しておりますのでご参照ください。

4 その他の注意事項について

- 当社は、バーチャルオンリー株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権を行使できない場合もございます。当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存、SNSなどでの投稿等の利用につきまして、無断で内容を改変する等法令違反やその恐れがある行為その他不適切な行為はご遠慮ください。
- バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。

5 お問い合わせについて

バーチャル株主総会ヘルプデスク

 **0120-245-022**

受付時間：2026年3月3日（火）～
2026年3月17日（火）

午前9時00分～午後5時00分まで
（土日を除く平日）

株主総会当日 午前9時00分～配信終了まで

動画視聴について

株式会社
Jストリーム **050-3186-4576**

受付時間：株主総会当日
開始30分前～配信終了まで

議決権事前行使方法

インターネット

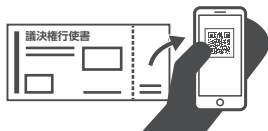


スマートフォン又は タブレットから議決権行使

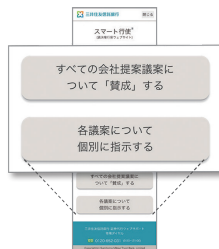
2026年3月17日(火) 午後7時00分受付分まで

QRコードを読み取っていただくことにより、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

2026年3月17日(火) 午後7時00分受付分まで

インターネット



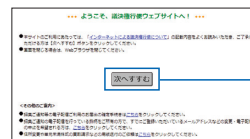
パソコンから議決権行使

2026年3月17日(火) 午後7時00分受付分まで

議決権行使
ウェブサイト

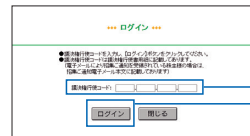
<https://www.web54.net>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

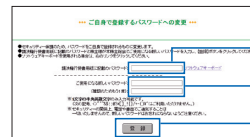
2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードをご入力ください。



「パスワード」を入力

ご自身でパスワードを設定

「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031 [ダイヤル]
受付時間 午前9時～午後9時まで

ご 注 意 事 項

●郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきます。●インターネットにより、複数回数にわたって議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、将来の経営環境の変化に対応し得る資本政策上の柔軟性を確保するとともに、株主価値への影響も踏まえた適切な資本構成の維持を図ることが重要であると考えております。

本議案は、今後の資本政策における株式価値への影響等を総合的に勘案し、当社の現在の事業規模・財務状況・資本政策を踏まえ、発行可能株式総数を実態に即した水準に見直すため、定款の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第5条【条文省略】	第1条～第5条【現行どおり】
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>555,000,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>356,000,000株</u> とする。
第7条～第48条【条文省略】	第7条～第48条【現行どおり】

第2号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開並びに財務内容等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円64銭（うち、普通配当3円70銭・東京証券取引所プライム市場上場記念配当1円94銭）

総額1,546,753,216円

（ご参考）四半期ごとの配当を含めた年間配当金は、1株につき金20円26銭（うち、普通配当13円20銭・東京証券取引所プライム市場上場記念配当7円06銭）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月23日

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況（出席率）
1 再任	いとう ただし 伊 藤 正	代表取締役 社長執行役員	21回中21回に出席（100%）
2 再任	くまがい まさとし 熊 谷 正 寿	取締役会長	21回中20回に出席（95.2%）
3 再任	はしぐち まこと 橋 口 誠	代表取締役 副社長執行役員	21回中21回に出席（100%）
4 再任	やすだ まさし 安 田 昌 史	取締役	21回中21回に出席（100%）

候補者
番号

1



いとう ただし
伊藤 正

(1974年3月12日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

29,293株

・略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年10月 インターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社
2001年12月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）OEM事業本部長
2004年3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
取締役ビジネスパートナーカンパニープレジデント
2004年9月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
取締役ビジネスパートナー統括本部長
2006年8月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
取締役グループ営業推進統括本部長
2008年4月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
常務取締役グループ営業推進統括本部長
2009年1月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
常務取締役事業本部長
2013年3月 GMOクラウド株式会社（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役
株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役
GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
専務取締役グループインフラ部門統括 兼 事業本部長
2020年3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
取締役副社長グループインフラ部門統括 兼 事業本部長
2020年4月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
取締役副社長グループインフラ部門統括 兼 事業統括本部長
2022年3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
取締役グループ副社長執行役員 グループインフラ部門統括
事業統括本部長 暗号資産マイニング事業担当
2023年3月 GMOインターネットグループ株式会社
取締役グループ副社長執行役員 グループインフラ部門統括
本体事業統括 事業統括本部長 暗号資産マイニング事業担当
2023年8月 GMOインターネットグループ株式会社
取締役グループ副社長執行役員 グループインフラ部門統括
本体事業統括 暗号資産マイニング事業担当
2024年3月 GMOインターネットグループ株式会社 取締役グループ副社長執行役員 グループ代表補佐
グループインフラ部門統括 本体事業統括 暗号資産マイニング事業担当
2025年1月 当社 代表取締役 社長執行役員（現任）
GMOインターネットグループ株式会社 取締役グループ副社長執行役員 グループ代表補佐
グループインフラ部門統括 暗号資産マイニング事業担当
2025年3月 GMOインターネットグループ株式会社
取締役グループ副社長執行役員 グループ代表補佐グループインフラ部門統括（現任）

・取締役候補者とする理由

1997年10月にインターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）に入社し、2004年3月にグローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）の取締役に就任しました。GMOインターネットグループインフラ部門の要職を歴任し、インフラ事業に関する豊富な経験と知見等を有していることから、取締役として適任であると判断いたしました。

候補者
番 号

2



くまがい まさとし

熊谷 正 寿

(1963年7月17日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

—

・略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 5月	株式会社ボイスメディア（現GMOインターネットグループ株式会社） 代表取締役
1999年 9月	当社 代表取締役
2000年 4月	当社 取締役
2001年 8月	株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社） 代表取締役会長
2002年 2月	株式会社ユーキャストコミュニケーションズ（現GMOメディア株式会社） 取締役
2002年 4月	GMO総合研究所株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社） 取締役会長（現任）
2003年 3月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグ ループ株式会社）代表取締役会長兼社長 株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社） 取締役会長（現任）
2004年 3月	株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社） 取締役会長（現任） GMOモバイルアンドデスクトップ株式会社 （現GMOメディア株式会社）取締役会長（現任）
2004年 12月	株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ 株式会社）取締役会長
2007年 3月	当社 取締役会長
2008年 5月	GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式 会社）代表取締役会長兼社長グループ代表
2011年 12月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役会長兼社長
2012年 12月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役会長（現任）
2015年 3月	当社 取締役
2016年 3月	当社 取締役会長（現任）
2022年 3月	GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式 会社）代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO（現任）
2025年 10月	GMO TECHホールディングス株式会社 取締役会長（現任）

・取締役候補者とする理由

GMOインターネットグループの創業者として同グループを率い、企業経営全般における豊富な経験と知見等を有しており、広範かつ高度な視野から経営全般に対する助言を期待できることから、取締役として適任であると判断いたしました。

候補者
番号

3



は し ぐ ち ま こと

橋 口 誠

(1968年10月1日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

48,819株

・略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 株式会社日広（現GMOエクイティマネジメント株式会社）取締役
 2003年4月 株式会社日広（現GMOエクイティマネジメント株式会社）常務取締役
 2004年4月 株式会社日広（現GMOエクイティマネジメント株式会社）専務取締役
 2006年9月 株式会社NIKKO（現GMOエクイティマネジメント株式会社）専務取締役
 2007年7月 株式会社NIKKO（現GMOエクイティマネジメント株式会社）代表取締役社長
 2009年8月 株式会社NIKKO（現GMO NIKKO株式会社）代表取締役社長
 2011年3月 当社 取締役
 2015年3月 当社 代表取締役社長
 GMOアドホールディングス株式会社（現GMOエクイティマネジメント株式会社）取締役
 2017年5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
 取締役グループ広告部門統括
 2017年6月 JWord株式会社（現GMOインサイト株式会社）取締役（現任）
 2017年7月 GMOドリームウェーブ株式会社 代表取締役社長（現任）
 2019年3月 GMO NIKKO株式会社 取締役会長（現任）
 2022年3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
 グループ常務執行役員・CBO（Chief Branding Officer）
 グループ広告部門統括 グループブランド担当
 2023年3月 当社 代表取締役 社長執行役員
 GMOインターネットグループ株式会社
 グループ常務執行役員・CBO（Chief Branding Officer）
 グループ広告部門統括 グループブランド・広報・ファシリティ担当
 2023年4月 GMOグローバルスタジオ株式会社 代表取締役社長（現任）
 2024年5月 GMOインターネットグループ株式会社
 グループ常務執行役員・CBO（Chief Branding Officer）
 グループ広告部門統括 グループブランド・広報・ファシリティ担当 グループ広報部長
 2025年1月 当社 代表取締役 副社長執行役員（現任）
 2025年3月 GMOインターネットグループ株式会社
 グループ専務執行役員 CBO（Chief Branding Officer）
 グループ広告部門統括 グループブランド・広報・ファシリティ担当 グループ広報部長
 2026年1月 GMOインターネットグループ株式会社
 グループ専務執行役員 CBO（Chief Branding Officer）
 グループブランドシナジー推進本部 本部長
 グループブランド・広報・ファシリティ担当（現任）

・取締役候補者とする理由

2000年に広告代理事業を行う株式会社日広に入社し、一貫して広告分野における職責を歴任、2009年には株式会社NIKKO（現GMO NIKKO株式会社）の代表取締役に就任し、2015年には当社代表取締役に就任して、GMOインターネットグループ内におけるネット広告、メディア事業を統括しました。このような経歴より、企業経営全般における豊富な経験と当社事業分野における幅広い見識を有していることから、取締役として適任であると判断いたしました。

候補者
番 号

4



やすだ まさし

安 田 昌 史

(1971年6月10日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

—

・略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000 年 4 月	公認会計士登録 インターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社
2001 年 9 月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 経営戦略室長
2002 年 2 月	株式会社ユーキャストコミュニケーションズ（現GMOメディア株式会社） 監査役
2002 年 3 月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 取締役経営戦略室長
2003 年 3 月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 常務取締役グループ経営戦略担当兼IR担当 株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社） 取締役（現任）
2004 年 12 月	株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社） 監査役
2005 年 3 月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 専務取締役管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当 株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社） 監査役 GMOリサーチ株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社） 監査役
2006 年 9 月	2006 年 9 月
2008 年 3 月	当社取締役（現任）
2008 年 5 月	GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 専務取締役グループ管理部門統括
2012 年 1 月	GMOクリックホールディングス株式会社（現GMOフィナンシャルホールディングス株式会社） 取締役（現任）
2013 年 3 月	GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 専務取締役グループ代表補佐 グループ管理部門統括
2015 年 3 月	GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 取締役副社長グループ代表補佐 グループ管理部門統括
2016 年 3 月	GMOメディア株式会社 取締役（現任） GMOペパボ株式会社 取締役 GMOリサーチ株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社） 取締役（現任）
2016 年 6 月	あおぞら信託銀行株式会社（現GMOあおぞらネット銀行株式会社） 社外監査役
2016 年 12 月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役（現任）
2019 年 6 月	GMOあおぞらネット銀行株式会社 社外取締役（現任）
2022 年 3 月	GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 取締役グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐 グループ管理部門統括
2025 年 10 月	GMO TECHホールディングス株式会社 取締役（現任）
2026 年 1 月	GMOインターネットグループ株式会社 取締役 グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐（現任）

・取締役候補者とする理由

GMOインターネットグループの経営管理、財務、及びコーポレート・ガバナンスの分野における豊富な経験、並びに公認会計士としての専門的な知識を有しており、広範かつ高度な視野から経営全般に対する助言を期待できることから、取締役として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 伊藤正氏、熊谷正寿氏、橋口誠氏及び安田昌史氏は、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社の現在又は過去10年以内の業務執行者であるときの地位及び担当を略歴に含めて記載しております。なお、熊谷正寿氏は当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社の代表取締役であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係、金銭の預入の関係があります。
2. 橋口誠氏は、GMO NIKKO株式会社の取締役会長であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係があります。
3. 各候補者の所有する当社の株式数には、当社持株会における本人の持分が含まれています。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社の監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況（出席率）	監査等委員会への出席状況（出席率）
1	再任 いわはま 岩 濱 みゆき	取締役 常勤監査等委員	21回中21回に出席 (100%)	13回中13回に出席 (100%)
2	再任 す ぎ の 杉 野 知 包	取締役 監査等委員	21回中21回に出席 (100%)	13回中13回に出席 (100%)
3	再任 あ ゆ か わ た く や 鮎 川 拓 弥	取締役 監査等委員	21回中21回に出席 (100%)	13回中13回に出席 (100%)

候補者
番 号

1



い わ は ま

岩 濱 みゆき

(1969年8月5日生)

再 任

社 外

独 立 役 員

所有する当社の株式数

普通株式

7,147株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4 月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行） 入行
2000年 10月 中央青山監査法人 入所
2004年 1 月 監査法人日本橋事務所 入所
2004年 5 月 公認会計士 登録
2009年 5 月 岩濱公認会計士事務所 設立（現任）
2020年 3 月 当社取締役（監査等委員）（現任）
2020年 11月 公認情報システム監査人（CISA）登録

・ 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営監督機能及びガバナンス体制の強化が期待できること、並びに多様性の観点及び有益な意見や提言が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。

候補者
番号

2



す ぎ の と も し げ
杉 野 知 包
(1952年7月12日生)

再 任

社 外

独 立 役 員

所有する当社の株式数
普通株式
12,102株

・略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 4 月 熊本国税局 入局（大蔵事務官）
1993年 7 月 統括国税調査官
2007年 7 月 特別国税調査官
2013年 8 月 税理士登録
2018年 3 月 当社取締役（監査等委員）（現任）

・社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

国税調査官としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営監督機能及びガバナンス体制の強化が期待できること、並びに多様性の観点及び有益な意見や提言が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。

候補者
番 号

3



あゆかわ た く や
鮎 川 拓 弥
(1992年1月17日生)

再 任

社 外

独 立 役 員

所有する当社の株式数
普通株式

—

・略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2017年12月 第二東京弁護士会登録
西村あさひ法律事務所 入所
2019年 6 月 佐藤総合法律事務所 入所（現任）
2024年 3 月 当社取締役（監査等委員）（現任）

・社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営監督機能及びガバナンス体制の強化が期待できること、並びに多様性の観点及び有益な意見や提言が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩濱みゆき氏、杉野知包氏及び鮎川拓弥氏は、社外取締役候補者であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって、岩濱みゆき氏6年、杉野知包氏8年、鮎川拓弥氏2年となります。
3. 岩濱みゆき氏、杉野知包氏及び鮎川拓弥氏の選任が承認された場合、当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
4. 当社は、岩濱みゆき氏、杉野知包氏及び鮎川拓弥氏との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額はいずれも、法令が規定する額といたします。
5. 各候補者の所有する当社の株式数には、当社持株会における本人の持分が含まれています。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

取締役スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

（※）下記一覧は取締役が有するすべての専門性、経験を示すものではありません。

項目名	      						
	伊藤 正	熊谷 正寿	橋口 誠	安田 昌史	岩濱 みゆき	杉野 知包	鮎川 拓弥
GMOイズムの実践（※）	●	●	●	●	●	●	●
企業経営・経営戦略	●	●	●	●			
インターネットインフラ事業	●						
インターネット広告・メディア事業			●				
法務・コンプライアンス							●
リスクマネジメント							●
財務・会計・税務				●	●	●	
サステナビリティ				●			

（※）GMOイズムとは、「スピリットベンチャー宣言」をはじめとするGMOインターネットグループ全体における社是・社訓の総称です。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、2025年1月1日より、GMOインターネットグループ株式会社のインターネットインフラ事業及びインターネット広告・メディア事業を吸収分割により承継し、併せて商号をGMOインターネット株式会社へと変更いたしました（以下、「本吸収分割」といいます。）。「すべての人にインターネット」という企業理念のもと、GMOインターネットグループ株式会社より承継したインターネットインフラ事業を提供するとともに、従前より提供しておりましたインターネット広告・メディア事業を引き続き展開しております。

なお、本吸収分割の影響により、当連結会計年度における売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べ、いずれも大きく変動しております。

また、2025年3月21日に開示いたしました、「子会社の異動を伴う株式取得及び債権譲受に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は2025年3月31日に海外子会社の株式をGMOインターネットグループ株式会社より取得し（以下、「海外子会社の取得」といいます。）、当連結会計年度より9社を連結範囲に含めております。

当社は、本吸収分割を受けて、当連結会計年度より、報告セグメントについては「インターネットインフラ事業」、「インターネット広告・メディア事業」、「その他」の区分に変更しております。加えまして、海外子会社の取得により連結対象となった9社につき、当連結会計年度より「インターネットインフラ事業」に実績を計上しております。

当社グループの事業領域であるインターネットインフラ事業につきましては、インターネットの継続的な普及はもとより、DXの進展やオンライン消費の定着、また昨今ではAIの活用やそれに伴う高性能な計算能力へのニーズの高まりなど、当社の事業機会はより一層拡大をしているものと考えております。

また、インターネット広告市場につきましては、2024年度の広告費が3兆6,517億円（前年比+9.6%）と、マスコミ四媒体広告費を上回り、総広告費の47.6%を占める規模となっています（株式会社電通調べ）。

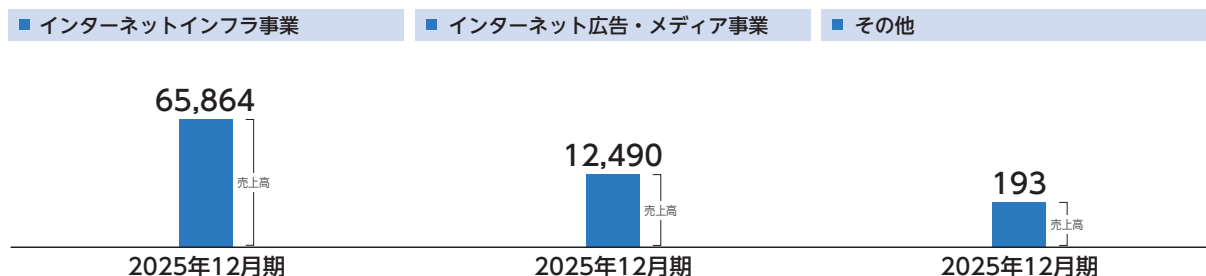
当連結会計年度においては、インターネットインフラ事業では、ストック収益モデルである既存事業における業績は引き続き堅調に推移をする一方で、2024年11月より提供を開始した新規事業であるGPUホスティングサービス「GMO GPUクラウド」について、サービス開始後の立ち上げ期間による先行投資を経て、収益構造が安定化し、当第4四半期連結会計期間において、事業単体での黒字化を達成しました。また、インターネット広告・メディア事業では、広告主のマーケティングに関するインハウス化（自社運用化）などの影響を受け、売上・利益が減少しましたが、組織体制の見直しを進めた結果、売上・利益は回復いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は78,548百万円（前年同期比504.3%増）、営業利益は8,224百万円（前年同期は139百万円の営業利益）、経常利益は8,345百万円（前年同期は151百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,563百万円（前年同期は4百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

② 部門別概況

部門別売上高

(単位：百万円)



③ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,943百万円で、その主なものは次のとおりであります。

建物取得	3百万円
工具、器具及び備品取得	857百万円
その他の有形固定資産取得	114百万円
ソフトウェア取得	967百万円

④ 資金調達の状況

当連結会計年度において金融機関より運転資金として、2,000百万円の新規借入による資金調達を行いました。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ ほかの会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割によるほかの法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2024年6月25日付吸収分割契約に基づき、2025年1月1日をもって当社親会社であるGMOインターネットグループ株式会社からインターネットインフラ事業及びインターネット広告・メディア事業を承継しました。

また、当社と当社の完全子会社であるGMOソリューションパートナー株式会社は、2025年1月1日付で当社を存続会社、GMOソリューションパートナー株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

⑧ ほかの会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の完全子会社であるGMO NIKKO株式会社（以下、「GMO-NK」といいます。）は、2025年11月1日に、プレイアド事業をGMO-NKの子会社であるGMOプレイアド株式会社（以下、「GMO-PA」といいます。）に事業譲渡いたしました。また同日付でGMO-NKが保有するGMO-PAの株式99株及びGMO-NKの子会社であるGMOユナイトエックス株式会社が保有するGMO-PAの株式1株を、1株当たり1円でGMOプロダクトプラットフォーム株式会社に譲渡しました。これにより、GMO-PAは、当社の連結企業集団から除外されております。

当社は、2025年3月31日に、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社（以下、「GMO-IG」といいます。）から、GMO-IGが保有する海外インターネットインフラ事業を営む子会社8社（①GMO-Z.COM Lao., Ltd.、②GMO-Z.com ACE Co., Ltd.、③GMO-Z.com RUNSYSTEM Joint Stock Company、④GMO-Z.com Mongolia LLC、⑤GMO-Z.com Philippines, Inc.、⑥GMO-Z.com NetDesign Holdings Co., Ltd.、⑦GMO-Z.com Holdings (Thailand) Co., Ltd. 及び⑧GMO-Z.com Cryptonomics (Thailand) Co., Ltd.の計8社）の株式を取得いたしました。これにより、上記8社に加え、③GMO-Z.com RUNSYSTEM Joint Stock Companyの直接の完全子会社である⑨GMOランシステム株式会社並びに⑥GMO-Z.com NetDesign Holdings Co., Ltd.の直接の完全子会社である⑩GMO-Z.com NetDesign Co., Ltd.及び⑪NetDesign Paragon Co., Ltd.をあわせた計11社が当社の子会社となりました。なお、当社は①GMO-Z.COM Lao., Ltd.、②GMO-Z.com ACE Co., Ltd.を非連結子会社としております。

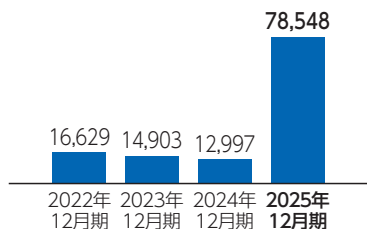
(2) 財産及び損益の状況

区 分	2022 年 12 月 期	2023 年 12 月 期	2024 年 12 月 期	当連結会計年度 2025 年 12 月 期
売上高 (百万円)	16,629	14,903	12,997	78,548
経常利益 (百万円)	746	180	151	8,345
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	395	40	△4	5,563
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	24.98	2.50	△0.30	20.28
総資産 (百万円)	12,423	10,847	10,356	51,528
純資産 (百万円)	5,434	5,242	5,246	14,069
1 株当たり純資産額 (円)	334.28	320.98	321.02	49.90

(注) 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

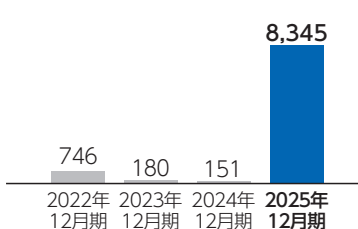
■ 売上高

(単位：百万円)



■ 経常利益

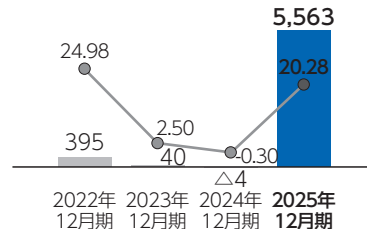
(単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 ● 1 株当たり当期純利益

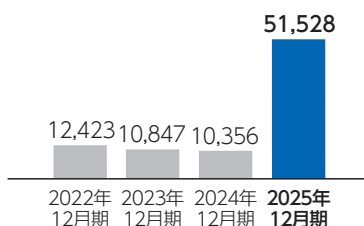
(単位：百万円)

(単位：円)



■ 総資産

(単位：百万円)

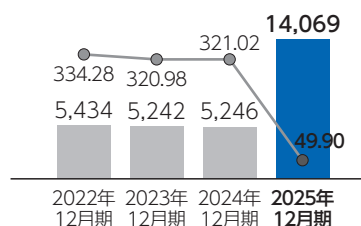


■ 純資産

(単位：百万円)

● 1 株当たり純資産額

(単位：円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

1. 親会社との関係

当社の親会社はGMOインターネットグループ株式会社であります。GMOインターネットグループ株式会社は、当社普通株式248,434,528株（議決権比率90.59％）を直接所有するとともに、当社普通株式2,316,000株（議決権比率0.84％）を所有するGMOネットアイアールディー株式会社及び当社普通株式1,597,900株（議決権比率0.58％）を所有するGMOエクイティマネジメント株式会社の親会社であります。

当社は、GMOインターネットグループ株式会社との間で、資金調達及び運用並びに決済事務の効率化を目的とした、資金の一括管理その他のキャッシュマネジメントサービスの運営委託契約を締結しております。

親 会 社	親会社の議決権 所有割合（％）	主要な事業内容
GMOインターネットグループ株式会社	92.01 (1.42)	持株会社（グループ経営機能）

（注）親会社の議決権所有割合欄の（ ）内は間接被所有割合であり、所有割合の内数であります。

2. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は親会社であるGMOインターネットグループ株式会社とは営業上の取引関係、貸付債権の譲渡、金銭の預入の関係及び役員の兼務の関係があります。

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、当社の利害を害することのないように十分に留意した上で、妥当性を確保しております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続については問題はないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権 比率	主要な事業内容
GMO NIKKO株式会社	100百万円	100％	インターネット広告・メディア事業
GMOインサイト株式会社	50百万円	100％	インターネット広告・メディア事業
GMO-Z.com RUNSYSTEM Joint Stock Company	4,671百万ベトナムドン	65％	インターネットインフラ事業

（注）特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当社は、事業基盤の確立のため、以下の取り組みを重点課題とし、企業体制の強化を進めてまいります。

1. 当社事業における戦略

当社及び当社連結法人（以下、総称して「当社連結企業集団」といいます。）は、①インターネットインフラ事業及び②インターネット広告・メディア事業を展開する連結企業集団です。

① インターネットインフラ事業

インターネットインフラ事業においては、顧客ニーズを捉えた商材・サービスを提供するため、開発体制を内製化し、個人・法人・地方公共団体など、お客さまがインターネット上で情報発信・経済活動を行うための基盤となるサービスを、ワンストップで提供しております。その大半がストック型の商材であり、当社グループの強固な収益基盤となっております。引き続き、顧客ニーズを捉えたサービスの開発に取り組むとともに、サイバーセキュリティサービスの付加、運用・サポート体制の拡充などを通じて、顧客満足度の向上を目指します。

② インターネット広告・メディア事業

インターネット広告・メディア事業においては、インターネットでビジネスを手掛けるお客さまの集客支援サービスを提供しています。複雑化・多面化するインターネット広告市場の変化に対応すべく、アドテクノロジー分野の強化、自社商材・自社メディアの開発強化を進めてまいります。当社連結企業集団のインターネット広告市場に及ぼす影響力を高めるため、自社商品・サービスの開発力を引き続き強化してまいります。

2. 優秀な人財の獲得と育成、組織の強化

インターネット業界をリードするプロ集団を目指すにあたり、高い倫理観を持つ人財の育成は、重要な経営課題の一つとして認識し、継続して取り組んでまいります。

特に、コンプライアンスに対する高い意識付けを目的とした教育・研修や、人財の長期継続雇用体制の構築を目的とした人財育成フォローアップ制度の拡充を図ってまいります。

また、より良い組織と職場環境の構築を目的としたエンゲージメント施策を講じ、当社連結経営と事業・サービスに関与する全ての役職員の声・組織の状態を可視化することで、外的要因に左右されない強い組織づくりを進めてまいります。

3. 内部統制の拡充

株主・投資家の判断基準となる企業会計の信ぴょう性はもとより、当社企業活動そのものへの信頼の醸成・予測可能性の提供は、健全な企業統治体制の下でのみ実現しうるものであることを強く認識するとともに、取締役会を中心としたコーポレート・ガバナンスの停滞、業務・内部管理体制及びコンプライアンス意識の不全により損なわれることにも十全の配慮をし、コーポレート・ガバナンス体制の整備・充実と、これを支える業務・内部管理体制の拡充及びコンプライアンス意識の向上に努めてまいります。

4. 外的環境変化への対応と社内環境の整備

天災地変・感染症などの外的要因による当社連結企業集団の事業・サービスの停止や業績への影響を回避・軽減するべく、社内システム等の業務基盤の整備、指揮命令系統の連携体制を適宜見直すなど、既存のBCP対策に対して必要に応じて改善を進めてまいります。また、外的要因の環境変化をいち早く感知し、柔軟に対応していくための組織体制の強化を実行してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社連結企業集団の主要な事業は、「インターネットインフラ事業」及び「インターネット広告・メディア事業」であります。

(6) 主要な営業所（2025年12月31日現在）

当 社	本社	：東京都渋谷区
GMO NIKKO株式会社	本社	：東京都渋谷区
GMOインサイト株式会社	本社	：東京都渋谷区
GMO-Z.com RUNSYSTEM Joint Stock Company	本社	：ベトナム ハノイ市

(7) 使用人の状況（2025年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数		前連結会計年度末比増減	
インターネットインフラ事業	1,412	(187) 名	—	(一)
インターネット広告・メディア事業	299	(96) 名	—	(一)
その他	115	(30) 名	—	(一)
合 計	1,826	(313) 名	1,373名増	(225名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より、新しい事業区分に変更したため、セグメント別の前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
674 (255) 名	624名増 (248名増)	38.9歳	9.8年

(注) 使用人数は就業人数であり（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む）、臨時従業員である契約社員及びアルバイト等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	3,678百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,800百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年12月31日現在）

① 発行可能株式総数	555,000,000株
② 発行済株式の総数	274,698,528株
③ 株主数	27,350名
④ 大株主（上位10名）	

株 主 名	持 株 数	持株比率
GMOインターネットグループ株式会社	248,434,528株	90.59%
GMOネットアイアールディー株式会社	2,316,000株	0.84%
GMOエクイティマネジメント株式会社	1,597,900株	0.58%
楽天証券株式会社共有口	1,120,300株	0.41%
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO	503,500株	0.18%
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	435,200株	0.16%
MLI FOR CLIENT GENERAL TREATY-PB	407,600株	0.15%
JPモルガン証券株式会社	394,681株	0.14%
中座 義行	370,000株	0.13%
株式会社SBI証券	363,932株	0.13%

（注）持株比率は、自己株式（451,504株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年12月31日現在）

		第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		2025年1月6日	2025年1月6日
新株予約権の数		12,401個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,240,100株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の権利行使時の1株当たり払込金額		1,111円	1,111円
権利行使期間		2027年1月31日から 2035年1月5日まで	2027年1月31日から 2035年1月5日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数： 603個 目的となる株式数： 60,300株 保有者数： 2人	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一人
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一人	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一人

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員、監査役又は従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
2. 本新株予約権者は本新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めない。
3. その他の条件については「新株予約権の募集要項」及び「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		2025年1月6日	2025年1月6日
新株予約権の数		12,401個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,240,100株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の権利行使時の1株当たり払込金額		1,111円	1,111円
権利行使期間		2027年1月31日から 2035年1月5日まで	2027年1月31日から 2035年1月5日まで
行使の条件		(注)	(注)
使用人等 への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数： 9,658個 目的となる株式数： 965,800株 交付者数： 555人	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 交付者数： 一人
	子会社の役員及び 使用人	新株予約権の数： 2,140個 目的となる株式数： 214,000株 交付者数： 83人	新株予約権の数： 100個 目的となる株式数： 10,000株 交付者数： 4人

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員、監査役又は従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
2. 本新株予約権者は本新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めない。
3. その他の条件については「新株予約権の募集要項」及び「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	伊 藤 正	GMOインターネットグループ株式会社 取締役 グループ副社長執行役員 グループ代表補佐 グループインフラ部門統括
取締役会長	熊 谷 正 寿	GMOインターネットグループ株式会社 代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役会長 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 取締役会長 GMOペパボ株式会社 取締役会長 GMOプロダクトプラットフォーム株式会社 取締役会長 GMO TECHホールディングス株式会社 取締役会長 GMOメディア株式会社 取締役会長
代表取締役 副社長執行役員	橋 口 誠	GMOインターネットグループ株式会社 グループ専務執行役員 CBO（Chief Branding Officer）グループブランドシナジー推進本 部 本部長 グループブランド・広報・ファシリティ担当 GMO NIKKO株式会社 取締役会長 GMOインサイト株式会社 取締役 GMOドリームウェーブ株式会社 代表取締役社長 GMOグローバルスタジオ株式会社 代表取締役社長
取締役	安 田 昌 史	GMOインターネットグループ株式会社 取締役 グループ副社長執 行役員・CFO グループ代表補佐 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 取締役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 取締役 GMOプロダクトプラットフォーム株式会社 取締役 GMO TECHホールディングス株式会社 取締役 GMOメディア株式会社 取締役 GMOあおぞらネット銀行株式会社 社外取締役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 (常勤監査等委員)	岩 濱 みゆき	岩濱公認会計士事務所 所長
取締役 (監査等委員)	杉 野 知 包	－
取締役 (監査等委員)	鮎 川 拓 弥	佐藤総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役（常勤監査等委員）岩濱みゆき氏、取締役（監査等委員）杉野知包氏及び取締役（監査等委員）鮎川拓弥氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 当社は、取締役（常勤監査等委員）岩濱みゆき氏、取締役（監査等委員）杉野知包氏及び取締役（監査等委員）鮎川拓弥氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（常勤監査等委員）岩濱みゆき氏、取締役（監査等委員）杉野知包氏及び取締役（監査等委員）鮎川拓弥氏につきまして、それぞれ、財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）の岩濱みゆき氏、杉野知包氏及び鮎川拓弥氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項各号の合計額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者が違法に利益もしくは便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為、又は法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については填補されません。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、保険料は原則として当社が負担しておりますが、保険料の約1割については被保険者が負担しております。

④ 取締役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬総額は、株主総会から授権した承認枠内の範囲において、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額及び各取締役の報酬額を、当社及び主要な連結子会社の常勤取締役で構成される事業戦略会議（以下、「事業戦略会議」といいます。）で、指名報酬委員会の意見を踏まえ決定します。

固定報酬は、每期設定される売上高、経常利益、配当額、一人当たり利益、売上高成長率、利益成長率等の業績数値目標・配当目標や顧客継続率・従業員定着率等の定量的な目標のみならず、スピリットベンチャー宣言を基礎とする定性的な目標の達成度を多面的に評価した結果で自動的に報酬の基準が定まる仕組みとなっており、さらに、取締役毎に每期設定する個別の目標の達成度に応じて、取締役毎の基準報酬額が20%の範囲内で増減される報酬制度となっております。仮に、当社としての業績目標が未達であった場合には、一定の報酬返上ルールが存在する一方、業績目標を達成した場合には、その成果に応じて役員賞与が追加の業績連動報酬として支給されることとしております。さらに、中長期的な業績が反映できる仕組みとして、ストック・オプション制度を導入しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会規則の定めに基づき、監査等委員である取締役の協議により定めるものとしております。

2. 取締役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の限度額は、2016年3月20日開催の2015年12月期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議時点の対象となる取締役（監査等委員を除く）の員数は10名です。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2024年9月11日開催の臨時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、年額50百万円以内（社外取締役及び監査等委員である取締役は対象外）と決議いただいております。当該決議時点の対象となる取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は7名です。

取締役（監査等委員）の金銭報酬の限度額は、2016年3月20日開催の2015年12月期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該決議時点の対象となる監査等委員である取締役の員数は3名です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬を決定するにあたっての手続きは、次のとおりです。

- ・上記方針に則り算出された報酬額の基準に基づき、代表取締役が、個々の取締役が每期設定する個別目標の達成度を勘案し、当社及び主要な連結子会社の常勤取締役で構成される事業戦略会議に上程します。
- ・事業戦略会議は、監査等委員会の意見を踏まえ上記答申を尊重し、取締役の役位ごとの報酬基準額を確認の上、2016年3月20日開催の2015年12月期定時株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、指名報酬委員会の意見を踏まえ、取締役の支給額を決定します。

なお、当事業年度における事業戦略会議の体制は下記のとおりです。

伊藤正（代表取締役社長執行役員）、橋口誠（代表取締役副社長執行役員）、山下浩史（副社長執行役員）、林泰生（常務執行役員）、児玉公宏（常務執行役員）、菅谷俊彦（執行役員）、佐久間勇（執行役員）徳永伸一郎（執行役員）、岩濱みゆき（社外取締役・監査等委員）、杉野知包（社外取締役・監査等委員）、鮎川拓弥（社外取締役・監査等委員）、及び連結子会社執行役員6名

また、指名報酬委員会の体制は以下のとおりです。

岩濱みゆき（社外取締役・監査等委員）、杉野知包（社外取締役・監査等委員）、鮎川拓弥（社外取締役・監査等委員）、伊藤正（代表取締役社長執行役員）橋口誠（代表取締役副社長執行役員）

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各担当部門の業績目標の設定や職務執行の報告を受ける合議体たる事業戦略会議において決することが最適であり、また事業戦略会議において原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	150 (一)	150 (一)	— (一)	2 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17 (17)	17 (17)	— (一)	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	168 (17)	168 (17)	— (一)	5 (3)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

5. 業績連動報酬等に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬は、固定報酬を原則とし、その目標達成度合いに応じ、追加的に「役員賞与」を業績連動報酬として支給することとしており、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬を原則とし、監査等委員会の決定に基づくものとしております。

業績連動報酬は、一定の業績目標を達成した場合には、その成果に応じて役員賞与が追加の報酬として支給され、主に、当社連結グループにおける営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益等の業績目標を指標としております。なお、業績指標に関する実績は、「1 企業集団の現況 (2) 財産及び損益の状況」のとおりです。

業績及び業績目標達成度等に連動した報酬制度に基づき決定することで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付けを図っており、また業績目標の達成の成否を指標とすることで、恣意性を排除し、報酬制度の適正性を担保しております。

⑤ 社外役員に関する事項

1. ほかの法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該ほかの法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）岩濱みゆき氏は、岩濱公認会計士事務所長を兼務しております。当社と岩濱公認会計士事務所との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）鮎川拓弥氏は、佐藤総合法律事務所の弁護士を兼務しております。当社は佐藤総合法律事務所との間で法律顧問契約を締結しております。

2. 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
社外取締役 (監査等委員)	岩 濱 みゆき	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、また開催された監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を、また出席した監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	杉 野 知 包	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、また開催された監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を、また出席した監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	鮎 川 拓 弥	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、また開催された監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を、また出席した監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	120百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	123百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外にコンフォートレターの作成業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の執行状況等を総合的に勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

⑦ 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社連結企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社並びに当社子会社から成る企業集団（以下、「当社連結企業集団」といいます。）では、文書管理規程及び情報セキュリティポリシーなどによる社内規則類の定めに基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定める保管場所に、文書の分類ごとと同じく同規程に定められた期間保存することにより適切な管理及び保管を行います。

当社連結企業集団の監査等委員及び内部監査室は、その権限において、文書等の閲覧及び謄写を行うことができます。

② 当社連結企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社連結企業集団では、リスク管理規程をはじめとした損失の危険の管理に関する規程類等を制定し、各種取引から発生する損失の危険を最小限にすべく対応しています。

また、当社連結企業集団では、取締役を構成員（常勤監査等委員は任意出席）として、会社の取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議又は決議する事業戦略会議を設置しており、当該会議体を原則毎週開催することにより、日々の取引の状況を詳細に把握し、会社に損害を及ぼす恐れのある事実の早期発見に努めております。

さらに、当社では「リスク管理委員会」を設置して、月次のリスク情報にかかる報告及び共有のほか、四半期に一度の頻度でリスク分析を目的とした会議体を開催することにより、当社連結企業集団に損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の発見と分析、この結果を踏まえたリスク発生防止及びリスク再発防止策の立案検討及びその発現への対処に努めております。

③ 当社連結企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社連結企業集団では、各取締役の担当事業部門を明確にしており、各期の業績に対する経営責任を明確にするため、2016年3月20日より、取締役（監査等委員であるものを除く）の任期を1年と定め、毎年当該取締役一人ひとりの業績評価を厳格に行うことにより、その業務執行の効率性を向上させております。

定例の事業戦略会議及び当社連結企業集団横断の幹部メンバーによる会議を原則毎週開催し、経営の重要事項の決定や職務執行状況の把握を適時に行うことにより職務の効率性を常に検証しております。

④ 当社連結企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社連結企業集団は、GMOインターネットグループの培ってきたマインドを「GMOインターネットグループ スピリットベンチャー宣言」として共有して企業活動の原点として遂行し、また、「GMOインターネットグループ コンプライアンス要綱」の下、法令及び社内規程類・社会倫理を遵守（コンプライアンス）するための体制を維持しております。

経営意思決定並びに職務執行の報告の場である取締役会では、全ての議題に監査等委員会の意見を求め、経営判断の適法性及び妥当性の確認を行っております。

また、GMOインターネットグループの「GMOヘルプライン制度」及び当社連結企業集団独自の「GMOインターネット連結ヘルプライン制度」の利用により、相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見及び自浄作用の実効性を図り、会社のコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。

「内部監査室」は、業務執行が法令・定款等に適合しているかについて定期的に監査を実施しております。

⑤ 当社連結企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、当社連結企業集団全社の社長を含めた、当社連結企業集団横断の幹部メンバーによる会議を原則毎週開催し、当社連結企業集団各社の経営活動の成果等を把握し、予算統制を的確に行っています。

当社連結企業集団各社には、当社より取締役若しくは監査役を一定数派遣し、業務執行の状況について常時把握し、関係会社管理規程に定める一定の重要な意思決定事項については、予め当社取締役会、経営会議及び事業戦略会議に報告することにより、連結企業集団全体としての業務の適正性を確保しています。

また、当社連結企業集団に向けて、コンプライアンスに関する教育・研修体制を整え、不正行為等の予防、早期発見及び自浄作用の実効性を図り、連結企業集団全体としてのコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。

さらに、「内部監査室」を設置し、当社連結企業集団各社への業務執行、管理状況についての内部監査を行い、業務の適正を確保する体制を構築しています。

なお、前記「リスク管理委員会」が、原則、四半期に1回、グループのリスク管理状況について取締役会へ報告することにより、更なる業務の適正性が確保されるよう努めております。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置を行っておりませんが、必要に応じて、監査等委員会職務補助のためスタッフの設置等の対応をしております。

⑦ 第⑥号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第⑥号の使用人を設置する場合、その補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令にのみ服するものとし、取締役及びほかの業務執行組織の指揮命令を受けないものとするにより、監査等委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保することとします。

⑧ 第⑥号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

第⑥号の使用人を設置する場合には、その独立性を確保するため、スタッフの任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、事前に監査等委員会の同意を得ることとします。

⑨ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

当社では、監査等委員である取締役が、取締役会はもとより経営会議及び事業戦略会議等重要な会議へ出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求め、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握しています。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、法令に従い、速やかに監査等委員会に報告することとしています。

また、監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査並びに内部監査室から内部監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を図り連携体制を構築しています。

⑩ 子会社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制

当社では、子会社との間で、予め、子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会もしくは監査役を介して又は直接に、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員会、使用人等に報告することができる体制を整備することとしています。

⑪ 前2号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないこととします。
- (2) 監査等委員会は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

12 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

13 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に打ち合わせを設けています。

また、会計監査人並びに内部監査室とも定期的に打ち合わせを設けています。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び当社連結企業集団各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び当社連結企業集団各社の使用人に対し、コンプライアンスについて社内研修での教育を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社及び当社連結企業集団各社は、「GMOヘルプライン制度」及び「GMOインターネット連結ヘルプライン制度」の利用により相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見及び自浄作用の実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、リスク管理委員会において、当社連結企業集団に損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めております。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社連結企業集団各社の内部監査を実施しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、各事業年度の業績、企業体質の強化と今後の事業展開を総合的に勘案しつつ、連結ベースの配当性向50%を目標とすることを基本方針としてまいりました。

2025年12月期からは、安定的な財務基盤を維持した上で、株主の皆様に対する利益還元をさらに強化するべく、連結ベースの配当性向を65%に引き上げることといたしました。

また、配当回数につきましては、これまで当社は株主総会を決定機関として年1回の配当を行うことを基本方針としておりましたが、迅速かつ機動的な資本政策の実行を図るとともに、株主の皆様への速やかな利益還元を目的とし、基準日を毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とした四半期配当を2025年12月期より行っております。

このような方針に基づき、2025年12月期の年間配当につきましては、1株当たり20円26銭を予定しております。

また、2026年12月期の配当につきましては、上記基本方針に基づき、年間で1株当たり14円00銭の配当を行うとともに、四半期配当の実施を行う予定です。また、これに加えて、再編に伴い株主の皆様への感謝の意を表するため、配当性向35%を基準とした記念配当を2026年12月期においても実施いたします。については、2026年12月期においては、年間で1株当たり7円51銭の記念配当の実施を予定いたします。これにより、最終的な2026年12月期の1株当たり配当は、年間総額で21円51銭を予想しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

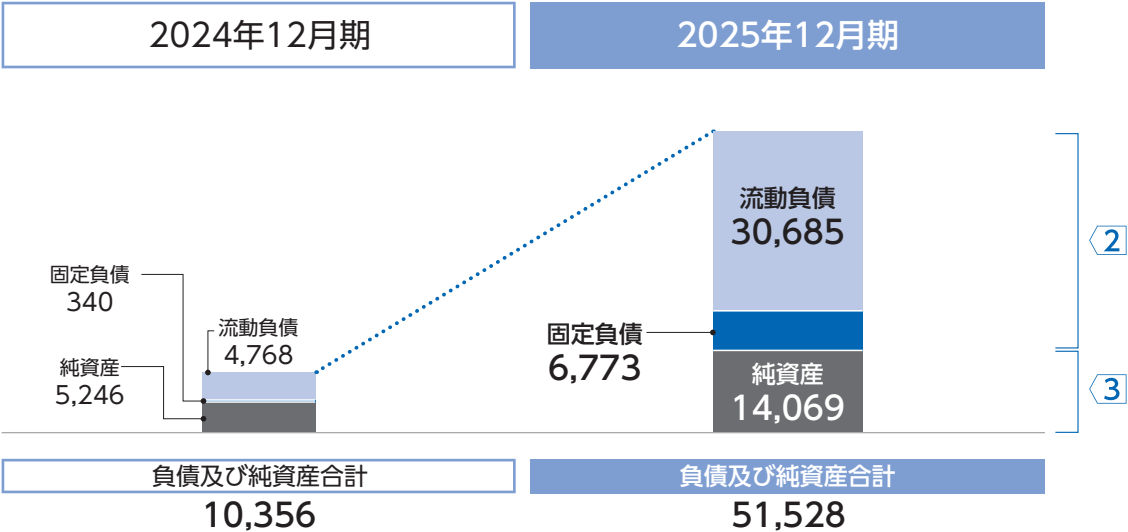
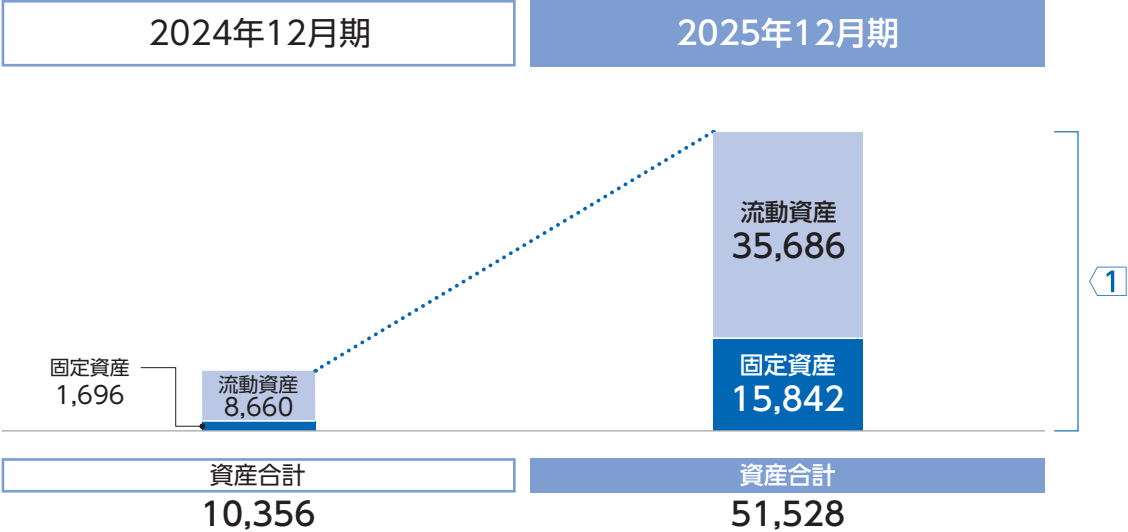
(単位：百万円)

科 目	2025年12月期	科 目	2025年12月期
● 資産の部		● 負債の部	
流動資産	35,686	流動負債	30,685
現金及び預金	13,888	買掛金	3,586
受取手形、売掛金及び契約資産	12,135	1年内返済予定の長期借入金	1,381
前払費用	6,580	リース債務	1,075
前渡金	2,006	未払金	6,665
その他	1,518	未払法人税等	2,628
貸倒引当金	△443	契約負債	10,241
		賞与引当金	118
		役員賞与引当金	5
		ポイント引当金	44
		その他	4,939
固定資産	15,842	固定負債	6,773
有形固定資産	9,201	長期借入金	4,123
建物	916	リース債務	2,290
工具、器具及び備品	5,402	繰延税金負債	11
リース資産	2,784	退職給付に係る負債	63
その他	97	その他	285
無形固定資産	3,832	負債合計	37,459
のれん	1,335	● 純資産の部	
ソフトウェア	1,791	株主資本	13,263
その他	706	資本金	500
投資その他の資産	2,808	資本剰余金	9,621
投資有価証券	1,016	利益剰余金	3,321
繰延税金資産	1,199	自己株式	△179
その他	692	その他の包括利益累計額	422
貸倒引当金	△100	その他有価証券評価差額金	402
		為替換算調整勘定	20
		新株予約権	206
		非支配株主持分	176
資産合計	51,528	純資産合計	14,069
		負債及び純資産合計	51,528

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結貸借対照表のポイント

(単位：百万円)



(注) (ご参考) 連結貸借対照表のポイントは監査対象外です。

1 資 産

当連結会計年度末における資産合計は、51,528百万円（前連結会計年度末は10,356百万円）と41,172百万円の増加となりました。

流動資産につきましては35,686百万円（前連結会計年度末は8,660百万円）と27,025百万円の増加となりました。これは、主にGMOインターネットグループ株式会社のインターネットインフラ事業及びインターネット広告・メディア事業を吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）により承継したこと等を要因として、現金及び預金が13,888百万円（前連結会計年度末は4,024百万円）と9,864百万円の増加、受取手形、売掛金及び契約資産が12,135百万円（前連結会計年度末は3,521百万円）と8,614百万円増加したこと等によるものであります。

固定資産につきましては15,842百万円（前連結会計年度末は1,696百万円）と14,146百万円の増加となりました。これは、主に本吸収分割の影響等により、工具、器具及び備品が5,402百万円（前連結会計年度末は49百万円）と5,352百万円の増加、リース資産が2,784百万円増加したこと等によるものであります。

2 負 債

当連結会計年度末における負債合計は、37,459百万円（前連結会計年度末は5,109百万円）と32,350百万円の増加となりました。

流動負債につきましては30,685百万円（前連結会計年度末は4,768百万円）と25,917百万円の増加となりました。これは、主に本吸収分割の影響等により、契約負債が10,241百万円（前連結会計年度末は131百万円）と10,110百万円の増加、未払金が6,665百万円（前連結会計年度末は343百万円）と6,322百万円増加したこと等によるものであります。

固定負債につきましては6,773百万円（前連結会計年度末は340百万円）と6,433百万円の増加となりました。これは、主に本吸収分割の影響等により、長期借入金が4,123百万円増加、リース債務が2,290百万円増加したこと等によるものであります。

3 純資産

純資産合計につきましては14,069百万円（前連結会計年度末は5,246百万円）と8,822百万円の増加となりました。これは、主に本吸収分割の影響等により資本剰余金が7,471百万円の増加、利益剰余金が1,442百万円（親会社株主に帰属する当期純利益の計上により5,563百万円の増加、配当金の支払いにより4,120百万円の減少）の増加、2024年9月11日の臨時株主総会決議に基づき資本金を取り崩し、その他資本剰余金へ振り替えたことによつて資本金が801百万円減少したこと等によるものであります。

連結損益計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	2025年12月期	
売上高		78,548
売上原価		52,581
売上総利益		25,966
販売費及び一般管理費		17,741
営業利益		8,224
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	12	
為替差益	185	
補助金収入	34	
その他	58	311
営業外費用		
支払利息	128	
投資事業組合運用損	13	
支払手数料	24	
その他	23	189
経常利益		8,345
特別利益		
事業譲渡益	29	
国庫補助金	1,925	
その他	22	1,977
特別損失		
減損損失	242	
投資有価証券評価損	6	
固定資産圧縮損	1,795	
その他	1	2,045
税金等調整前当期純利益		8,277
法人税、住民税及び事業税	2,475	
法人税等調整額	259	2,734
当期純利益		5,542
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△20
親会社株主に帰属する当期純利益		5,563

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) (単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年1月1日 残高	1,301	2,150	1,878	△251	5,078
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,120		△4,120
親会社株主に帰属する当期純利益			5,563		5,563
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		42		71	114
親会社との共通支配下取引による変動		6,704			6,704
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△77			△77
資本金から剰余金への振替	△801	801			—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	△801	7,471	1,442	71	8,184
2025年12月31日 残高	500	9,621	3,321	△179	13,263

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2025年1月1日 残高	97	—	97	26	44	5,246
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△4,120
親会社株主に帰属する当期純利益						5,563
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						114
親会社との共通支配下取引による変動						6,704
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△77
資本金から剰余金への振替						—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	304	20	325	180	131	637
連結会計年度中の変動額合計	304	20	325	180	131	8,822
2025年12月31日 残高	402	20	422	206	176	14,069

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	2025年12月期
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,669
投資活動によるキャッシュ・フロー	△712
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,326
現金及び現金同等物に係る換算差額	174
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,805
現金及び現金同等物の期首残高	4,024
吸収分割に伴う現金及び現金同等物の増加額	3,000
現金及び現金同等物の期末残高	13,829

キャッシュ・フローの変動要因

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、13,669百万円の増加（前連結会計年度は6百万円の増加）となりました。主な増加要因としては、税金等調整前当期純利益8,277百万円、減価償却費4,611百万円等によるものであります。一方、主な減少要因としては、売上債権の増減額667百万円、仕入債務の増減額560百万円等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、712百万円の減少（前連結会計年度は144百万円の減少）となりました。主な増加要因としては、国庫補助金の受取額1,925百万円、関係会社預け金の払戻による収入900百万円等によるものであります。一方、主な減少要因としては、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出1,765百万円、有形固定資産の取得による支出976百万円等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、6,326百万円の減少（前連結会計年度は22百万円の減少）となりました。主な増加要因としては、長期借入れによる収入2,000百万円等によるものであります。一方、主な減少要因としては、配当金の支払額4,113百万円、短期借入金の純増減額1,925百万円等によるものであります。

(注) (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨は監査対象外です。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	12社
主要な連結子会社の名称	GMO NIKKO株式会社 GMOインサイト株式会社 GMO-Z.com RUNSYSTEM Joint Stock Company

(注) 1. 当連結会計年度より、新たに株式を取得したGMO-Z.com RUNSYSTEM Joint Stock Company ほか8社を連結の範囲に含めております。

2. 前連結会計年度まで連結子会社であったGMOソリューションパートナー株式会社は、2024年11月18日付吸収合併契約に基づき、2025年1月1日をもって当社を存続会社とする吸収合併により消滅しているため、当連結会計年度より、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	株式会社サイトワン ゼロイチ株式会社
--------------	-----------------------

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社8社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した会社の数	1社
会社の名称	GMOドリームウェーブ株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社等の名称	株式会社サイトワン ゼロイチ株式会社
-----------	-----------------------

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15～22年

工具、器具及び備品：4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年以内）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ ポイント引当金

当社グループが運営するポイントサイト会員に付与したポイントの利用に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

i. インターネットインフラ事業

クラウド・レンタルサーバー（ホスティング）事業では、主にクラウドインフラサービス、ホスティングサービスの販売や保守の提供を行っております。サービス導入までに係る環境構築等の費用はプラットフォームサービスを顧客が利用可能な状態にすることで履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。その後の利用料は一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

インターネット接続（プロバイダー）事業では、主にインターネット接続サービスを提供しております。契約期間にわたり毎月一定の通信量を顧客に提供する義務を負っており、当該履行義務は契約期間にわたって充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

ii. インターネット広告・メディア事業

主に広告主との契約に基づくインターネット広告取次サービスを提供しております。広告主が期待する広告効果を提供しうる広告媒体を継続して手配し、配信状況についての管理・運用を履行する義務を負っており、当該履行義務は広告配信期間にわたり充足されると判断し、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において「流動資産」に表示しておりました「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度において新たに「契約資産」が発生したため、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に科目名を変更しております。また、前連結会計年度において「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「前払費用」及び「前渡金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりました「契約負債」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお前連結会計年度の「未払消費税等」は、124百万円であります。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「固定負債」の「資産除去債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

なお前連結会計年度の「資産除去債務」は、145百万円であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「持分法による投資利益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

なお前連結会計年度の「持分法による投資利益」は、2百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形、売掛金及び契約資産の内訳

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金	12,108百万円
電子記録債権	27百万円
契約資産	0百万円

2. 担保資産

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	2百万円
--------	------

(2) 担保に係る債務

未払金	0百万円
-----	------

3. 有形固定資産の減価償却累計額 16,155百万円

4. 有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額

工具、器具及び備品	1,795百万円
-----------	----------

5. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

投資有価証券（株式）	48百万円
------------	-------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式

274,698,528株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月19日 定時株主総会	普通株式	111	6.90	2024年12月31日	2025年3月24日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	1,263	4.61	2025年3月31日	2025年6月18日
2025年8月12日 取締役会	普通株式	1,143	4.17	2025年6月30日	2025年9月22日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	1,601	5.84	2025年9月30日	2025年12月22日

(注) 1. 2025年5月14日取締役会決議による1株当たり配当額には、記念配当1円61銭が含まれております。
2. 2025年8月12日取締役会決議による1株当たり配当額には、記念配当1円47銭が含まれております。
3. 2025年11月13日取締役会決議による1株当たり配当額には、記念配当2円04銭が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月18日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,546	5.64	2025年12月31日	2026年3月23日

(注) 2026年3月18日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、記念配当1円94銭が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については銀行借入による方針です。なお、親会社であるGMOインターネットグループ株式会社のキャッシュマネジメントサービス（CMS）取引に参加しており、必要な資金を適宜調達する事が可能となっております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客等の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、信用調査資料等により取引先の信用力を評価し、取引条件を都度設定しております。

投資有価証券及び出資金は、主に業務上の関係を有する株式及び投資事業有限責任組合出資金等であり、発行体の信用リスク又は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、流動性リスクに晒されております。

借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従って取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式及び投資事業組合への出資持分は、投資有価証券に含めておりません（注2、3）を参照ください。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	536	536	—
資産計	536	536	—
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	5,504	5,397	△107
(2) リース債務（1年内返済予定を含む）	3,365	3,343	△22
負債計	8,870	8,740	△129

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	87

3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の時価については記載を省略しております。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合への出資持分	392

4. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,888	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	12,135	—	—	—
合計	26,024	—	—	—

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,381	1,381	1,381	1,135	200	25
リース債務	1,075	825	630	517	264	51
合計	2,456	2,206	2,011	1,653	464	77

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	536	—	—	536

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	5,397	—	5,397
リース債務（1年内返済予定を含む）	—	3,343	—	3,343

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間に対応する国債の利回りに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（1年内返済予定を含む）

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間に対応する国債の利回りに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	顧客との契約から 生じる収益	その他の収益	外部顧客への 売上高
インターネットインフラ事業			
ドメイン事業、クラウド・レンタル サーバー（ホスティング）事業	20,721	—	20,721
インターネット接続（プロバイダ ー）事業	41,337	—	41,337
その他	3,774	31	3,805
インターネット広告・メディア事業	12,490	—	12,490
その他	193	—	193
合計	78,516	31	78,548

2. 報告セグメントの変更に関する事項

当社グループは、前連結会計年度まで事業セグメントを「インターネット広告事業」及び「インターネットメディア事業」に区分しておりましたが、2025年1月1日の吸収分割に伴い、当連結会計年度より事業セグメントを「インターネットインフラ事業」、「インターネット広告・メディア事業」及び「その他」に変更しております。

3. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	金額
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,521
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	12,135
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	0
契約負債（期首残高）	131
契約負債（期末残高）	10,241

契約資産は、期末日時点で履行義務を充足しているが、請求期限が到来していない対価の額であり、収益の認識に伴って増加し、顧客に対して対価の額を請求した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に各サービスにおいて、顧客から受け取った契約期間分の対価の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、131百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
1年以内	7,935
1年超2年以内	1,445
2年超3年以内	431
3年超4年以内	177
4年超	251
合計	10,241

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	49円90銭
2. 1 株当たり当期純利益	20円28銭

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

(吸収分割による事業承継)

2024年6月25日開催の当社取締役会において、GMOインターネットグループ株式会社（以下、「GMO-IG（株）」といいます。）を中核とした企業グループ（以下、「GMOインターネットグループ」といいます。）のインターネットインフラ事業の更なる成長を企図して、当社の親会社であるGMO-IG（株）のインターネットインフラ事業（ドメイン事業、クラウド・レンタルサーバー（ホスティング）事業、インターネット接続（プロバイダー）事業）及びインターネット広告・メディア事業（以下、総称して「対象事業」といいます。）を、当社が承継すること（以下、「本吸収分割」といいます。）について、以下のとおり決議いたしました。具体的には、対象事業を吸収分割によりGMO-IG（株）から当社に承継させる旨の吸収分割契約を締結し、2025年1月1日付で本吸収分割を実施いたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 GMO-IG（株）のインターネットインフラ事業及びインターネット広告・メディア事業

事業の内容 ドメイン事業、クラウド・レンタルサーバー（ホスティング）事業、インターネット接続（プロバイダー）事業及びインターネット広告・メディア事業

(2) 企業結合日

2025年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

GMO-IG（株）を吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

GMOインターネット株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

GMOインターネットグループにおいて、GMO-IG（株）の対象事業と、当社の事業が本吸収分割により統合いたしました。

当社及びGMO-IG（株）の持続的成長、企業価値の最大化を目指し、GMOインターネットグループが目指す「100年単位で成長する企業グループ」の実現のためには、対象事業の有するドメイン、クラウド・レンタルサーバー（ホスティング）、インターネット接続（プロバイダー）などインターネットインフラ事業のNo.1 商材群及びその運営ノウハウと、当社の有するインターネット広告・メディア事業の実績及びクリエイティブ、アドテクノロジー領域でのノウハウをかけあわせ、双方の強みを最大限に活かした事業展開を行うことが不可欠であると考えております。また、本吸収分割と併せて、当社の商号を「GMOアドパートナーズ株式会社」から「GMOインターネット株式会社」へと変更することで、国内で幅広く認知されている「GMOインターネット」のブランドを活用してまいります。

具体的には、GMO-IG（株）と当社の顧客基盤を相互活用することで、両社の製品及びサービスのリーチの大幅な拡大が見込まれるほか、当社のインターネット広告・メディア事業におけるノウハウをGMO-IG（株）のマーケティング活動に適用することで、販売効率、顧客満足度の向上や経営資源の効率化を図ることが可能となります。また、GMO-IG（株）のストック商材の運営ノウハウを当社事業に適用することで、当社のストック商材の開発の加速、競争力の向上も期待できると考えております。

なお、この取引の対価として当社普通株式257,941,328株を割当交付いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2024年11月18日開催の取締役会において、2025年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるGMOソリューションパートナー株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併について決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。この契約に基づき、当社は2025年1月1日付で吸収合併を実施しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	GMOソリューションパートナー株式会社
事業の内容	WEBサイト集客支援事業

(2) 企業結合日

2025年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、GMOソリューションパートナー株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

GMOインターネット株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社が2024年6月25日に発表いたしました「GMOインターネットグループのインターネットインフラ事業の再編に係るGMOインターネットグループ株式会社との吸収分割契約締結に関するお知らせ」に記載の吸収分割契約に伴う組織統合の一環とした再編であります。GMOソリューションパートナー株式会社は主にWEBサイト集客支援事業を行っております。また、吸収分割の対象となるGMOインターネットグループ株式会社の事業において、同様の事業を行っております。こうしたなか、経営資源の集約・効率的な事業運営を図るため、当社の完全子会社であるGMOソリューションパートナー株式会社を吸収合併することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(株式取得による子会社化)

当社は、2025年3月21日開催の取締役会において、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社（以下、「GMO-IG（株）」といいます。）から、GMO-IG（株）が保有する海外インターネットインフラ事業を営む子会社8社（①GMO-Z.COM Lao., Ltd.、②GMO-Z.com ACE Co., Ltd.、③GMO-Z.com RUNSYSTEM Joint Stock Company、④GMO-Z.com Mongolia LLC、⑤GMO-Z.com Philippines, Inc.、⑥GMO-Z.com NetDesign Holdings Co., Ltd.、⑦GMO-Z.com Holdings (Thailand) Co., Ltd.及び⑧GMO-Z.com Cryptonomics (Thailand) Co., Ltd.の計8社）の株式を取得すること並びにGMO-IG（株）が①GMO-Z.COM Lao., Ltd.、④GMO-Z.com Mongolia LLC、⑦GMO-Z.com Holdings (Thailand) Co., Ltd.及び⑧GMO-Z.com Cryptonomics (Thailand) Co., Ltd.に対して有する債権を譲り受けること（以下、「本取引」といいます。）を決議し、2025年3月21日付で、GMO-IG（株）との間で株式等譲渡契約を締結いたしました。本取引に伴い、上記8社に加え、③GMO-Z.com RUNSYSTEM Joint Stock Companyの直接の完全子会社である⑨GMOランシステム株式会社並びに⑥GMO-Z.com NetDesign Holdings Co., Ltd.の直接の完全子会社である⑩GMO-Z.com NetDesign Co., Ltd.及び⑪NetDesign Paragon Co., Ltd.をあわせた計11社が当社の子会社となりました。

なお、当社は①GMO-Z.COM Lao., Ltd.、②GMO-Z.com ACE Co., Ltd.を非連結子会社としております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称

- ① GMO-Z.COM Lao., Ltd.
- ② GMO-Z.com ACE Co., Ltd.
- ③ GMO-Z.com RUNSYSTEM Joint Stock Company
- ④ GMO-Z.com Mongolia LLC
- ⑤ GMO-Z.com Philippines, Inc.
- ⑥ GMO-Z.com NetDesign Holdings Co., Ltd.
- ⑦ GMO-Z.com Holdings (Thailand) Co., Ltd.
- ⑧ GMO-Z.com Cryptonomics (Thailand) Co., Ltd.

事業の内容 インターネットインフラ事業

(2) 企業結合日

2025年3月31日

(3) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、当社及びGMO-IG（株）の持続的成長、企業価値の最大化を目指し、当社の属するGMOインターネットグループが目指す「100年単位で成長する企業グループ」の実現のため、2025年1月1日付で、当社の親会社であるGMO-IG（株）との間の吸収分割により、GMO-IG（株）のインターネットインフラ事業（ドメイン事業、クラウド・レンタルサーバー（ホスティング）事業、インターネット接続（プロバイダー）事業）及びインターネット広告・メディア事業（以下、総称して「対象事業」といいます。）を承継いたしました。これにより、当社は、対象事業の有するドメイン、クラウド・レンタルサーバー、インターネット接続回線の提供などインターネットインフラ事業のNo.1 商材群及びその運営ノウハウと、当社の有するインターネット広告・メディア事業の実績及びクリエイティブ、アドテクノロジー領域でのノウハウをかけあわせ、双方の強みを最大限に活かした事業展開を推進しております。

GMOインターネットグループでは、今後の更なるグローバル展開を見据え、海外において展開するサービスを「Z.com」ブランドへと統合しておりますが、本海外子会社11社は、この海外「Z.com」事業の中心的企業であり、主にGMOインターネットグループのインターネットインフラ事業に属しております。

当社が、本海外子会社11社を当社の子会社とすることにより、グローバルな顧客基盤を獲得することが可能となり、さらに、当社が営むインターネットインフラ事業に取り込むことによって、日本国内に限定されないさらなる業績拡大につながると考え、本取引を実施することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,030百万円
取得原価		2,030百万円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（金額表示単位の変更）

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	2025年12月期	科 目	2025年12月期
● 資産の部		● 負債の部	
流動資産	26,009	流動負債	25,722
現金及び預金	8,626	1年内返済予定の長期借入金	1,381
売掛金及び契約資産	8,799	未払金	6,806
前払費用	6,476	未払法人税等	2,540
前渡金	1,986	リース債務	1,075
その他	529	契約負債	10,064
貸倒引当金	△408	賞与引当金	60
		その他	3,795
固定資産	19,368	固定負債	6,751
有形固定資産	9,076	長期借入金	4,097
建物	916	リース債務	2,290
工具、器具及び備品	5,374	その他	363
リース資産	2,784	負債合計	32,474
無形固定資産	2,450	● 純資産の部	
ソフトウェア	1,781	株主資本	12,294
その他	669	資本金	500
投資その他の資産	7,841	資本剰余金	9,634
投資有価証券	956	資本準備金	250
関係会社株式	3,549	その他資本剰余金	9,384
関係会社長期貸付金	1,980	利益剰余金	2,338
繰延税金資産	1,104	その他利益剰余金	2,338
その他	567	繰越利益剰余金	2,338
貸倒引当金	△318	自己株式	△179
資産合計	45,377	評価・換算差額等	402
		その他有価証券評価差額金	402
		新株予約権	206
		純資産合計	12,903
		負債及び純資産合計	45,377

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科 目		2025年12月期
売上高		67,015
売上原価		43,183
売上総利益		23,831
販売費及び一般管理費		15,687
営業利益		8,144
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	187	
為替差益	198	
その他	82	478
営業外費用		
支払利息	123	
投資事業組合運用損	13	
貸倒引当金繰入額	300	
貸倒損失	72	
その他	28	538
経常利益		8,084
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	358	
国庫補助金	1,925	2,283
特別損失		
減損損失	18	
関係会社株式評価損	259	
固定資産圧縮損	1,795	2,073
税引前当期純利益		8,294
法人税、住民税及び事業税	2,321	
法人税等調整額	197	2,518
当期純利益		5,775

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) (単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益 剰余金	
2025年1月1日 残高	1,301	2,056	29	2,086	683	683
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△4,120	△4,120
当期純利益					5,775	5,775
自己株式の取得						
自己株式の処分			42	42		
親会社との共通支配下取引による変動			6,704	6,704		
資本金から剰余金への振替	△801		801	801		
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△1,806	1,806	—		
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	△801	△1,806	9,355	7,548	1,655	1,655
2025年12月31日 残高	500	250	9,384	9,634	2,338	2,338

計算書類

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2025年1月1日 残高	△251	3,819	97	97	26	3,943
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△4,120				△4,120
当期純利益		5,775				5,775
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	71	114				114
親会社との共通支配下取引による変動		6,704				6,704
資本金から剰余金への振替		—				—
資本準備金からその他資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			304	304	180	485
事業年度中の変動額合計	71	8,474	304	304	180	8,960
2025年12月31日 残高	△179	12,294	402	402	206	12,903

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15～22年

工具、器具及び備品：4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年以内）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

i. インターネットインフラ事業

クラウド・レンタルサーバー（ホスティング）事業では、主にクラウドインフラサービス、ホスティングサービスの販売や保守の提供を行っております。サービス導入までに係る環境構築等の費用はプラットフォームサービスを顧客が利用可能な状態にすることで履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。その後の利用料は一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

インターネット接続（プロバイダー）事業では、主にインターネット接続サービスを提供しております。契約期間にわたり毎月一定の通信量を顧客に提供する義務を負っており、当該履行義務は契約期間にわたって充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

ii. インターネット広告・メディア事業

主に広告主との契約に基づくインターネット広告取次サービスを提供しております。広告主が期待する広告効果を提供しうる広告媒体を継続して手配し、配信状況についての管理・運用を履行する義務を負っており、当該履行義務は広告配信期間にわたり充足されると判断し、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表関係)

前事業年度において「流動資産」に表示しておりました「売掛金」は、当事業年度において新たに「契約資産」が発生したため、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に科目名を変更しております。また、前事業年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「貯蔵品」及び「関係会社短期貸付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお前事業年度の「貯蔵品」は0百万円、「関係会社短期貸付金」は11百万円であります。

前事業年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社長期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。また、前事業年度において独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金」及び「保険積立金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお前事業年度の「敷金」は208百万円、「保険積立金」は91百万円であります。

前事業年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「預り金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお前事業年度の「預り金」は、40百万円であります。

前事業年度において独立掲記しておりました「固定負債」の「長期預り敷金」及び「資産除去債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお前事業年度の「長期預り敷金」は178百万円、「資産除去債務」は131百万円であります。

(損益計算書関係)

当社は純粋持株会社として子会社の事業活動の支援・管理事業を行っていたため、子会社からの受取配当金を主たる事業活動に基づいて得られる収益として「売上高」に含めて計上しておりましたが、2025年1月1日に実施した吸収分割により事業会社へ移行したことに伴い、会社の実態をより適切に表示するため、当事業年度より「営業外収益」として計上する方法に変更しております。

なお前事業年度の「関係会社受取配当金」は、138百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	15,175百万円
2. 有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額 工具、器具及び備品	1,795百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	220百万円
長期金銭債権	2,140百万円
短期金銭債務	593百万円
長期金銭債務	185百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,309百万円
売上原価	168百万円
販売費及び一般管理費	1,664百万円
営業取引以外の取引高	176百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	632,667	37	181,200	451,504

(変動事由の概要)

単元未満株式買取りによる増加 37株
第6回新株予約権の権利行使による減少 181,200株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

契約負債	2,196百万円
貸倒引当金超過額	248百万円
前受金	195百万円
未払事業税	131百万円
関係会社株式評価損	81百万円
未払費用	66百万円
減価償却超過額	60百万円
資産除去債務	52百万円
投資有価証券評価損	28百万円
賞与引当金	18百万円
その他	98百万円
繰延税金資産小計	3,179百万円
評価性引当額	△344百万円
繰延税金資産合計	2,835百万円

(繰延税金負債)

前払費用	△1,590百万円
その他有価証券評価差額金	△104百万円
その他	△35百万円
繰延税金負債合計	△1,730百万円
繰延税金資産の純額	1,104百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金は又出資金(百万円)	事業の内容は又職業は業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	(注)
						役員の兼務等	事業上の関係					
親会社	GMOインターネットグループ株式会社	東京都渋谷区	5,000	持株会社	直接90.59 間接1.42	兼任4人	役員の兼任	貸付債権の取	1,700	—	—	注1
								預け金の払戻	900	関係会社預け金	—	注2
								受取利息	1	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 債権価値を検討し、貸付債権の取得価格を決定しております。
2. 金銭の預入又は借入の取引金額については前事業年度末残高との純増減を記載しております。

(イ) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(ウ) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金は又出資金(百万円)	事業の内容は又職業は業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	(注)
						役員の兼務等	事業上の関係					
子会社	GMO-Z.com Cryptonomics (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国	665百万タイバーツ	暗号資産事業	直接49.00 間接51.00	兼任1人	資金の貸付	資金の助	—	関係会社長期貸付金	1,620	注
									—	未収利息	—	注

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。

(エ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金は 又出資金 (百万円)	事業の内容は 又業	議決権の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係		取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	(注)
						役員 の兼務等	事業上 の関係					
兄弟 会社 社	GMOペパ 株式会社	東京 都渋谷 区	262	インターネット インフラ事業	直接 2.09	兼任 1人	役務の 提供	当社サービス の販売	1,992	売掛金	62	注
									—	契約負債	877	注

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場価格に基づいて価格交渉の上で、販売価格を決定しております。

(収益認識に関する注記)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	46円29銭
2. 1株当たり当期純利益	21円06銭

(企業結合等に関する注記)

連結注記表（企業結合等に関する注記）と同一内容であるため、注記を省略しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(金額表示単位の変更)

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

GMOインターネット株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 一 樹
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 計 士
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 村 充 基
--------------------	-------	---------

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMOインターネット株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOインターネット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

GMOインターネット株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 一 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 計 士
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 村 充 基

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOインターネット株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

GMOインターネット株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 岩 濱 みゆき ㊞

監 査 等 委 員 杉 野 知 包 ㊞

監 査 等 委 員 鮎 川 拓 弥 ㊞

(注) 監査等委員 岩濱みゆき、杉野知包及び鮎川拓弥は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

議決権行使に関する事項

- 書面またはインターネットによる事前の議決権行使が可能です。
- 開催日当日に議決権行使される場合は、
当社指定のウェブサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席ください。
バーチャルオンリー株主総会では、オンラインでの議決権行使・ご質問等が可能です。

- ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、
掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。